

別添

倫理委員会「報告書」（2021年4月5日付）の骨子

当事者の表示

- ・ 申告者 植草 歩
- ・ 対象者 香川 政夫

1 当事者について

- ・ 申告者は、本連盟の強化指定選手であり2020東京オリンピック空手組手女子61キロ超級代表に内定している
- ・ 対象者は、当連盟の理事兼選手強化委員長であり、かつ帝京大学空手道部師範
- ・ 申告者は、帝京大学空手道部（同空手道部）のOBであり、卒業後も定期的に同空手道部の道場に通い、対象者から指導を受けてきた

2 今回の調査によって認定された事実

- ・ 2020年12月25日、帝京大学空手道部道場にて外国選手対策として竹刀を用いた練習をはじめた
- ・ 長い手足での手拳、足蹴を想定し、攻撃、防御の練習だが選手は防具を装置していなかった
- ・ 同日、竹刀が一人の選手の目に当たった
- ・ 21年1月27日、竹刀の先端が申告者の左目近くに当たり、本人は目を押さえ立ち止まった（本件言動Ⅰ）
- ・ 翌28日、医療機関を受診、「左眼部打撲」等の診断をうけた
- ・ その後も2～3日にわたって同様な竹刀を用いた練習が行われた（本件言動Ⅱ）

3 認定された事実に対する評価

1) 本件言動Ⅰについて

- ・ 対象者は初回での竹刀接触発生もあり、練習では申告者の身体の安全を守るための措置をとるべきだった
- ・ 竹刀の先端が申告者の目近くに当たった際、救護措置を取るべきだった
- ・ 申告者はこのことから、対象者の稽古時の身体安全配慮は不十分と考えた

2) 本件言動Ⅱについて（本件事案発生以降の言動）

- ・ 同種の事故が2度発生しており、対象者は指導内容、方法を見直すべきだった

- ・申告者が目を押さえ立ち止まった際、身体の状態を確認、その後の適切なフォローをすべきであった
- ・本件言動Ⅰの後も対象者の竹刀による同様の稽古が続いた
- ・このことは、対象者の申告者に対する配慮を著しく欠くものであった

3) 対象者の地位との関係

- ・当連盟の「最高指導者」として指導者の模範となるべき立場
- ・当連盟に対する社会的信頼を損なった
- ・全国の指導者とその指導方法に対する信用を棄損した
- ・社会的に大きな影響を与える立場にあり、慎重な振る舞いが求められ、当連盟の信用を棄損した
- ・地位と社会的影響を考慮すれば、「選手強化委員長」および「理事」として適格性を欠くものと思料せざるを得ない。

4) 結論

本件言動Ⅱは、倫理規程4-1-1「身体的暴力」は当たらないが、「身体的暴力」に準じるものとして同項11「各号の不適切な行為」に該当

認定

倫理規程第4条(11)、同(1)該当

同8条(1)役員等に対する処分「解任」相当